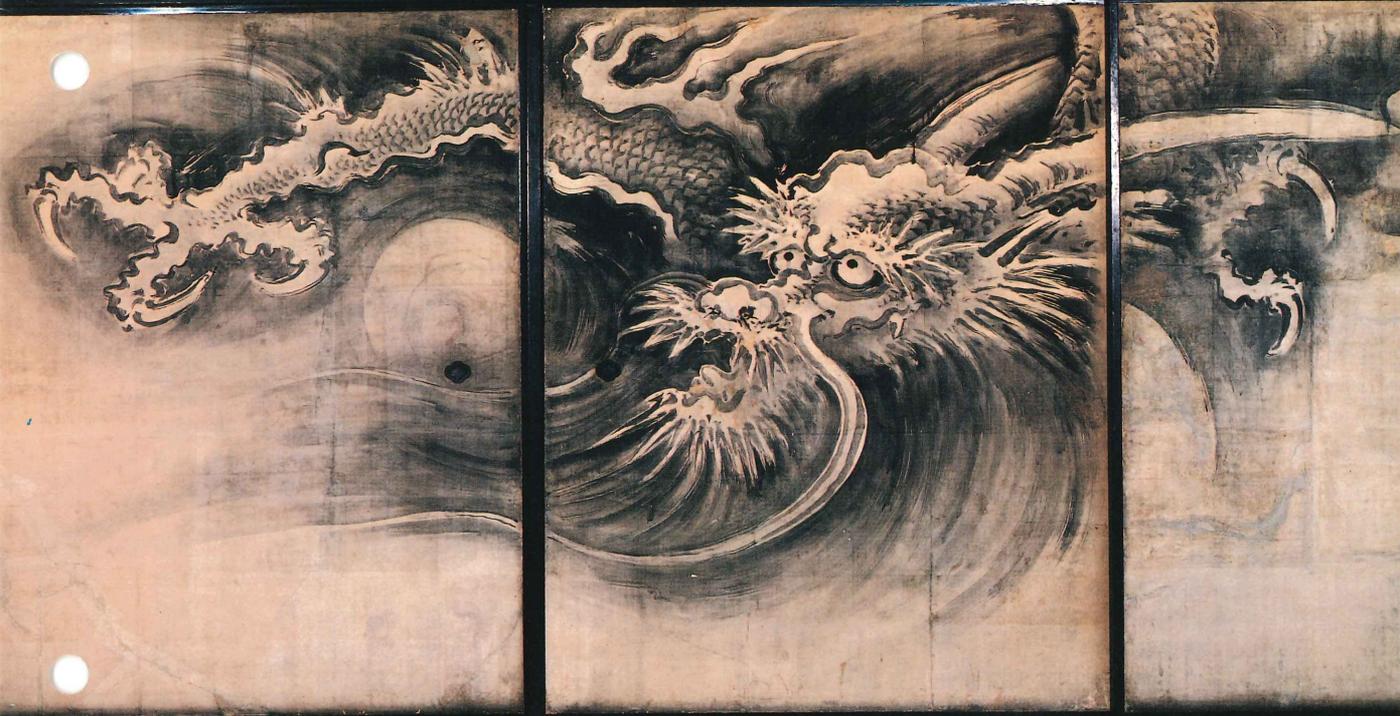




京都市文化観光資源保護財団

会報

No. 31



もくじ

座談会 「京の三大念仏狂言を語る」		P 4
目で見る京の文化財 「嵯峨お松明式」		P 9
随想 「私にとっての舞楽」	石 昇子	P 10
古い寺に住んで〈8〉	曼殊院 門跡 山口 圓道	P 11
文化財紹介「糺の森」	賀茂御祖神社 宮司 鈴木 義一	P 12
京都市文化財保護条例制定		P 13
わたしと京の文化財 (アンケート調査の報告)		P 14

会報題字 理事長佐伯 勇

会	報
No. 31	57. 1. 1
編集・発行	
財団 京都市文化観光資源保護財団	
法人 京都市左京区岡崎最勝寺町京都会館内	
〒606 電話 075-752-0235 (代)	



賀 春

財団法人京都市文化観光資源保護財団会長
京都市長

今川正彦

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

平素は、本市の文化財保護行政並びに当財団

の育成発展に種々ご協力を賜わり厚くお礼申し

上げます。

本年もより一層のご支援、ご協力を賜わりま

すようお願い申し上げます。



謹賀新年

財団法人京都市文化観光資源保護財団
理事長

佐伯 勇

新しい年のはじめに皆様方の御健勝と御多幸

をお祈り申し上げます。

旧年中は、当財団の運営に格別のご支援、ご

協力を賜わりありがとうございました。

本年も当財団の発展のため、さらに積極的な

ご支援をお願い申し上げます。

募金にご協力いただき ありがとうございました

寄付者芳名録(敬称略) 56.6.14~56.10.31

—法人及び団体の部—

〔特別会員〕

- ※柘家株式会社〈100万円〉
- ※和光株式会社〈60万円〉
- ※次田株式会社〈50万5千円〉

〔普通会員〕

二条城清流園特別公開記念参観者有志一同
〈12万4千4百4拾5円〉

〔賛助員〕

- ※京阪コンクリート株式会社〈7万円〉
- ※株式会社 曾根商店〈6万8千円〉
- ※吉田山荘〈6万8千円〉
- 第12回郷土芸能の夕鑑賞者有志一同
〈4万2百8拾5円〉
- ※学校法人 立命館会計課〈4万円〉
- ※株式会社 城南組〈3万5千円〉
- ※ヤマカワ 株式会社〈3万5千円〉
- ※株式会社 加納幸織物〈2万円〉
- ※アオイ自動車従業員一同〈1万9千円〉
- 厚木市立 玉川中学校〈8千円〉
- 西陣信用金庫四条支店職員一同〈4千円〉

京都府民信用組合本店営業部〈3千円〉

—社寺の部—

〔特別会員〕

- ※吉田神社〈90万円〉

〔普通会員〕

- 浄福寺〈20万円〉

—個人の部—

〔特別会員〕

- ※狩 郷 修〈42万1千円〉
- 西村 平 治〈30万円〉
- ※親 谷 貞 己〈14万円〉
- ※竹 村 實 實〈14万円〉
- ※大 槻 敏 夫〈13万円〉
- ※北 野 山 人〈12万円〉
- ※梅 岡 大 祐〈11万3千円〉
- ※田 中 正 男〈10万1千5百円〉
- 水口 豊 園〈10万円〉

〔普通会員〕

- ※丸 山 末 棹〈8万7千7百円〉
- ※今 井 栄 一〈7万5千円〉
- ※竹 内 孫 兵 衛〈7万5千円〉
- ※中 島 次 郎〈7万円〉
- ※大 橋 経 治 郎〈6万6千円〉
- ※三 原 慶 三 郎〈6万3千円〉
- ※竹 内 キ ミ 子〈5万5千円〉
- ※高 橋 一 男〈5万4千円〉
- ※石 田 豊 之 助〈5万円〉

- ※原 山 喜 代〈5万円〉
- ※岡 本 保 止〈4万8千9百9拾9円〉
- ※嶋 津 峯 真〈4万6千円〉
- ※小 林 多 三 郎〈4万2千円〉
- ※本 田 善 一 郎〈4万円〉
- ※水 野 弘 三〈4万円〉
- ※奥 崎 一 郎〈3万9千円〉
- ※上 田 長 雄〈3万7千円〉
- ※加 藤 雅 一〈3万6千円〉
- ※吉 村 武 雄〈3万5千円〉
- 赤松 ふみ子〈3万円〉
- ※福 島 章 二〈3万円〉
- ※前 田 敏 男〈3万円〉
- ※別 所 と み ゑ〈2万8千円〉
- ※黒 崎 永 子〈2万7千9百2拾6円〉
- ※西 村 弥 五 郎〈2万7千6百円〉
- ※友 田 弘 治〈2万6千円〉
- ※井 田 喜 智 郎〈2万1千円〉
- ※山 田 省 曹〈2万円〉
- ※上 田 真 一〈2万円〉
- ※弘 津 友 三 郎〈2万円〉
- ※柴 田 二 郎〈2万円〉
- 辨 官 弘 晃〈2万円〉

〔賛助員〕

- ※小 田 嶋 弘 弘〈1万5千円〉
- ※原 満 寿 子〈1万5千円〉
- ※駒 井 桂 之 助〈1万4千円〉
- ※闊 崎 み の り〈1万3千3百円〉
- ※大 野 健 三〈1万3千円〉
- ※今 井 二 郎〈1万3千円〉
- ※田 村 彰 敏〈1万3千円〉
- ※西 原 寿 子〈1万3千円〉
- ※神 崎 順 一〈1万2千円〉
- ※久 保 馨 馨〈1万2千円〉
- ※桂 武 一 一〈1万2千円〉
- ※矢 野 芳 子〈1万1千5百円〉
- ※小 田 嶋 綾 子〈1万円〉
- 大 村 ウ メ 一 一〈1万円〉
- ※木 原 滋 一 一〈1万円〉
- 加 来 大 忍 一 一〈1万円〉
- 玉 井 教 泉 一 一〈1万円〉
- 寺 島 常 藏 一 一〈1万円〉
- 中 野 イ マ 一 一〈1万円〉
- 皆 川 秀 一 一〈1万円〉
- ※堀 菊 枝 一 一〈9千5百円〉

- ※平 野 和 彦〈8千5百円〉
- ※石 崎 旦 一 一〈8千円〉
- ※北 村 登 喜 子〈6千2百円〉
- ※土 井 省 一 一〈6千円〉
- ※清水吉郎兵衛〈6千円〉
- ※遠 藤 伊 之 助〈6千円〉
- ※佐々木厚生〈5千9百6拾5円〉
- ※山 田 道 雄 一 一〈5千2百2拾7円〉
- ※足 立 久 次 一 一〈5千円〉
- ※足 立 カ ネ 一 一〈5千円〉
- 内 山 義 一 一〈5千円〉
- ※青 木 文 子 一 一〈5千円〉
- ※土 村 清 治 一 一〈5千円〉
- 都 出 芳 之 一 一〈5千円〉
- ※松 田 良 雄 一 一〈5千円〉
- 松 嶋 芳 子 一 一〈5千円〉
- 吉 田 輝 雄 一 一〈5千円〉
- ※入 山 博 行 一 一〈4千円〉
- ※余 田 善 三 郎 一 一〈4千円〉
- ※山 田 順 三 一 一〈4千円〉
- ※五 十 棲 熙 江 一 一〈3千6百円〉
- ※埜 上 衛 一 一〈3千5百円〉
- ※大 島 聖 二 一 一〈3千5百円〉
- 江 口 克 彦 一 一〈3千円〉
- ※中 山 正 子 一 一〈3千円〉
- 横 田 一 志 一 一〈3千円〉
- ※池 内 俊 夫 一 一〈2千円〉
- ※佐 村 伸 一 一〈2千円〉
- ※三 原 武 夫 一 一〈2千円〉
- ※中 川 和 子 一 一〈1千5百円〉
- 松 村 あ や 子 一 一〈1千5百円〉
- 今 村 昌 子 一 一〈1千円〉
- 宇 野 智 子 一 一〈1千円〉
- 北 口 貴 美 雄 一 一〈1千円〉
- 世 良 繁 博 一 一〈1千円〉
- 田 川 政 子 一 一〈1千円〉
- 寺 井 正 一 一〈1千円〉
- 夏 井 照 子 一 一〈1千円〉
- 丹 羽 英 二 一 一〈1千円〉
- 林 三 郎 一 一〈1千円〉
- 星 島 孝 之 一 一〈1千円〉
- 星 島 一 枝 一 一〈1千円〉
- 宗 忠 史 一 一〈1千円〉
- 山 川 和 彦 一 一〈1千円〉

(※印は追加寄付の篤志者、寄付金額は累計額)

京の文化財をまもる5億円募金を達成するために
あなたのまわりの方々にも呼びかけて下さい

〈座談会〉

京の三大念仏狂言を語る

京都の代表的な民俗芸能に壬生狂言・嵯峨狂言・千本えんま堂狂言といった大念仏狂言があります。この三つの大念仏狂言は、京の三大念仏狂言といわれ、京都市民をはじめ京都を訪れる観光客に親しまれております。

このたび、この京の三大念仏狂言の保存、継承にそれぞれの保存会で中心となって、ご活躍されている3人の方に春の公演を前にお集まりいただき、京の大念仏狂言の特徴、魅力など、お話をうかがうことにしました。

—無言劇とせりふ劇—

—このたびは、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。本日は、気軽にお話いただきたいと存じますが、まず京都の大念仏狂言は、せりふのあるものとないに大きく分けられるわけですが、無言の所作で演じられる壬生狂言・嵯峨狂言の特徴や演技のむずかしさというのは、どういったところにあるのでしょうか。お聞かせ下さい。

八木：私のところの場合ですと、まず基本的なことといいますと、足の運びですね。ご存じのように面をつけますと足のほうが全然見えませんから、隣で何をやっているかわからないわけです。ですから、舞台になれて隣の人の所作とうまくあわせていくという訓練が大事でして、そのために目をつぶってでも舞台に出て帰ってこられるような練習をさせるわけです。まず、舞台になれることが重要なのですよ。

飯田：嵯峨狂言もせりふがないので壬生狂言と同じことが言えます。うちの場合は、壬生狂言に比べて素朴で荒っぽい所作が大きな特徴になっています。

—せりふがあるということで、千本えんま堂狂言は他の二つの狂言とは、ちがったむずかしさがあると思うのですが……。

沢田：私のところは、壬生狂言、嵯峨狂言とちがってせりふがありますから無言劇とは、違ったむずかしさがあります。例えば、新しく入って来た人がけいこをしてみても、どうしてもせりふがうまく言えなくて台本を棒読みしてしまうわけです。そうすると、次の演技がつづかなくなるわけです。せりふの節まわしの調子が、独特ですからなおさらむづかしいのです。他の



壬生狂言

鎌倉時代、壬生寺を大いに興隆した円覚上人が京の町に道場をもうけ融通念仏をひろめ因果応報の道理を無言の所作によってさとしたのが始まりと伝えられる。昭和51年、重要無形民俗文化財に指定され、さらに昭和55年、狂言堂も重要文化財に指定された。現在、狂言講の講員はおおよそ45名であるが、高齢化が進んでいるため後継者づくりに努められている。

毎年4月21日～29日・秋に3日間、壬生寺(中京区)にて公開。



出席者 (写真は左から)

- 壬生大念仏講世話役 八木善五郎氏
幼少の頃(昭和11年)より壬生大念仏講に入り、壬生大念仏狂言の技を練磨。昭和44年からは狂言講世話役として後継者の演技指導にあたり同狂言の保存、継承のため中心的な役割を果たしておられる。昭和54年度 当財団の伝統行事芸能功労者表彰を受賞。53才。
- 嵯峨大念仏狂言保存会副会長 飯田昇三氏
嵯峨大念仏狂言が、終戦後一時復活した時期に狂言講に入る。昭和38年、再び同狂言は中絶したが昭和50年、地元の人々を盛りたてて復活に尽力された。現在、保存会副会長として活躍されている。53才。
- 千本えんま堂大念仏狂言保存会
会長 沢田 弘氏
昭和21年にえんま堂狂言に入る。昭和38年、後継者不足などのため中絶していたが、昭和49年の狂言堂焼失をきっかけに元の仲間呼びかけ、昭和50年同狂言復活に尽力された。51才。
- 司会 保護財団事務局

能狂言などには、このような調子のものは、ありませんからね。

—所作のむずかしさ—

—一念仏狂言というのは、仏教の教化活動のため宗教劇として伝えられてきた芸能であるわけですが、所作だけを見てもなかなか宗教性というのがわかりにくいですね。どういったところに宗教的な所作があらわれていますか。

八木：壬生の場合は、そういう点ははっきりしていますね。例えば、「桶取」の演技の場合、關伽の水を汲む所作があるのですがお地蔵さんの種字「以」という字のとおり水を汲み、桶をささげて歩くときには「^かん」というお地蔵さんの種字を足でかたどって歩き、その時に口で「オンカカカビサンマエイソワカ」と真言をとえながら所作をやるわけで、そうしたきりのもとに宗教的な所作が演技の中にきちっと伝わっております。

—壬生狂言には、ほかに餓鬼角力にも宗教的な所作があるようですね。又、そういったむずかし

しさに加えて、鉦・太鼓・笛の囃子とのかねあいが、ずいぶんむづかしいように思いますが。

沢田：えんま堂狂言の場合は、昔から囃子方も狂言をします。といいますのは、新しい者が囃子をするにあわなくなり、動けなくなってしまうからです。

ですから、囃子は古い者がします。

—えんま堂狂言のお互いがかけあうせりふの間合いのとり方のむづかしさは、無言劇の場合の囃子と所作との間合いのとりかたのむづかしさと共通するものがあるのでしょうか。

沢田：ありますね。うちの場合、せりふがあっても途中で囃子を入れる場合がありますが、そのタイミングをはずしたらどうにもならないわけで、もう演じられなくなります。

飯田：嵯峨の場合でも、鉦と太鼓の囃子にあわせて所作をしますからね。

—嵯峨さんの場合は、一つ一つの所作が大胆であるとお聞きしましたが特にこういった所作がこんな意味をもっているというのは、ございますか。

飯田：嵯峨の場合は、中絶していた期間が長かったこともあって、壬生さんのように特に宗教的な所作といったものは伝わってないのですがただ、狂言は大念仏だから常に念仏を唱えながら演技をすることを心掛けています。

—三つの狂言には、それぞれ違った独特の所作があるわけですが、共通するところというところ間合いのとしかたのむつかしさなのですね。

八木：そうですね。例えば、2人で演技をしていても横を見るなということをやかましく言いますね。何か話す所作をする場合、それに合わせておじぎをしたり、いろいろするわけですがそのタイミングが決まらないとだめなわけで、そのためにはお互いがきちっとけいこをしていないとあわないわけです。

飯田：壬生さんの場合は、仮におじぎをする場面のとくに合図らしきものは何もないわけですか。

八木：足でドンといわせることはあります。でも、ドンと出来ない狂言があります。例えばやわらかい曲目の狂言ですといちいちドンドンできませんから。

沢田：うちの場合、よくきぬずれの音を聞きタイミングをあわせませぬ。

飯田：私のところは、例えば舞台の両はしにいるような時は、二歩よって初めて顔を見あわせる。それからおじぎをして又、二歩よって次の所作をする……。そのタイミングがなかなかむずかしいです。

八木：やはり、演技になれてない人はなかなか舞台に出せないわけです。その人自身の芸はそれでよかって相手が出来ないようになるわけで、やはりかなり練習をしないと……。



嵯峨狂言

壬生狂言と同じく円覚上人の発願によるものといわれ、その昔、融通念仏の道場として栄えた嵯峨清涼寺の大念仏法会にあわせておこなわれたのが始まりと伝えられる。昭和38年、一旦中絶したが昭和50年に復活。その翌年には、国の記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財に選択された。現在、同狂言の保存会会員はおよそ30名であるが、地元の中、高校には狂言クラブがあり又、現在地元自治会の支援により後継者を募っている。毎年、4月10日～15日のうちの3日間と10月、3月に清涼寺(右京区)にて公開。

—舞台で演じられるようになるわざを身につけるには、どれくらいの年齢が必要なのですか。

八木：まあ、そこそこのものに出られるようになるのは20年かかりますね。こっぴつ役的なもので10年かかりますね。でも、それぞれの役柄によって違いますけれど。

飯田：うちの場合、今はすぐに舞台に出てもらえますけれども、元老の話ではかたい曲目で5年、やわらかいもので10年はかかると言っていました。

—狂言の曲目には、三つの狂言に共通したのがたくさんありますが、違った曲もあると思うのですが、壬生狂言の場合、現在何曲演じられていますか。その中で壬生にしかないものというものは、ございますか。

八木：今、演じていますのは30曲です。「湯立^{なて}」「養^{やい}の河原」は、うちだけにしかないものでし

ようね。

飯田：嵯峨の場合は、24曲あるのですが実際に行なっているのは20曲ほどです。嵯峨の場合は、「百万」「釈迦如来」など地元を舞台にしたものが独自のものです。

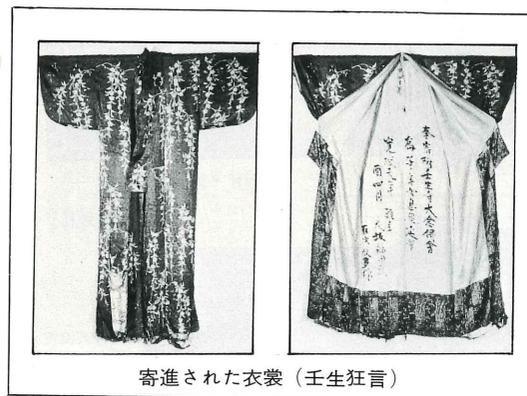
—千本さんは、どうですか。

沢田：うちだけの曲という「鬼の念仏」「でんでん虫」などがあります。現在、演じてます曲は11曲です。昔は、もっと曲目があったのですが……。

—面や衣裳には信者の願いが…—

—狂言に使用される衣裳や面などに信者さんの願いをこめて奉納されたものがあると聞きますが。

八木：壬生の場合は、衣裳はほとんど寄進されたものが現在まで残っています。その裏には必ず奉寄進、何月何日亡くなられた方の戒名、寄進者の名前が入っています。今でも、やはり色々ご寄進して下さる方がおられるのですが、狂言をご存じでない方がおられ、オーバーコートを寄進してこられたこともありますね…(笑)。



寄進された衣裳(壬生狂言)

—最近でも衣裳の奉納など多いのですか。

全員：ほんとうに少なくなりましたね。



千本えんま堂狂言

平安末期、定覚律師が教言として、はじめたものを鎌倉時代 如輪上人によって再興相続されたといわれている。壬生や嵯峨狂言が無言劇であるのに対し、曲目の大部分が能狂言と同じせりふ劇である。昭和38年一旦中絶したが、昭和50年に復活。現在、保存会会員は13名であるので後継者養成に努めておられる。毎年、5月1日～3日千本えんま堂(上京区)にて公開。

—狂言面も奉納されたものがあると聞きますが現在、それぞれの狂言で保存、使用されている面は何面ぐらいございますか。一番古いものでいつ頃のものですか。

八木：現在、160面あります。古いもので室町末期のものがありますが江戸中期のものが多いですね。わたしのところは、古い面をいたみもそのまま復元した模造の面をつくり、本面を大事に保存して実際の狂言には、改面(模造面)を使っています。

飯田：私のところで50面ほどございます。江戸中期のもの古いものでは、室町時代の頃ですね。寄進者の名前が入ったものもあります。衣裳は江戸末期の文化文政の頃のものがあります。



くもの面(えんま堂狂言)

沢田：私のところは、銘が入ったり年号が書いて

であるのは少ないです。年号の入っている面を調べると、およそ 200 年程前のものです。

— たくさんの狂言の曲目がありますが、誰もが演じたがっている役柄とか曲目があると思うのですが。

八木：壬生では、小さい子供たちにとって義経が最高の目標ですね。一回は、やってみたいと思うのが小さいときの夢ですね。

沢田：うちは、誰に聞いても「道成寺」と言いますね。

— 狂言の見方 —

— 念仏狂言は、京都の代表的な民俗芸能ということでたくさんの市民や観光客も見に来られますが、一般の人達に念仏狂言はこういう見方をしてほしいという点がございましたらおきかせねがえますか。

八木：素直にどんなことをやっているのかということを見てもらうだけで良いと思うのですが、どね。理屈をこねたりへたな解説などするよりそのままを見てもらって、どのように受けとめられるかということを大事にしてほしいですね。

飯田：じっくり、気ながに見てほしいですね。そうすると一つ一つの所作がわかるといいます。現代的な感覚で見るとテンポがおそいですがなじみにくいようですね。

沢田：やはり静かにじっくり見てもらうことですね。

— 最後に大念仏狂言のかかえる課題などございましたらお聞かせ下さい。

全員：それは、後継者養成の問題ですね。それが一番の大きな問題です。

— 長時間にわたりありがとうございました。今後の皆様のご活躍をお祈りいたします。

— 京の年中行事より — (1月～3月)

1月1日 歳旦祭
(市内各社寺)



2日 鉦始め
(午前10時 広隆寺)



4日 蹴鞠始め
(午後2時 下鴨神社)

鉦 始 め

三十三間堂通し矢

10日 十日ゑびす
(午後2時 惠美須神社)



法界寺裸踊り

14日 法界寺 裸踊り
(午後7時 法界寺)



廬山寺節分会

15日 柳のお加持と弓引初め
(午前8時 三十三間堂)

2月2日～4日 節分会
(市内各社寺)

23日 五大力尊仁王会
(午前9時 醍醐寺)

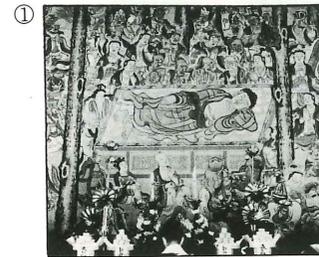
24日 さんやれ祭
(正午 上賀茂神社)

25日 梅花祭
(午前10時 北野天満宮)

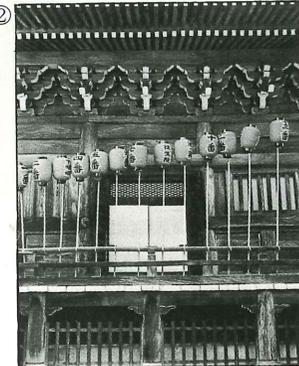
3月14日～16日 涅槃会
(東福寺・泉涌寺など)

目で見える京の文化財

嗟 峨 お 松 明 式



3月15日清涼寺では大涅槃会を掲げ涅槃会が営まれ夜にはお松明式が行なわれる。



13本の高張提灯は毎年くじとりによりその高低が決められ米相場の上り下りもみたとする。



真木の横桧は12本とし閏年には13本になる。骨棒には枝のある柴を添えていく。



松葉は12月頃、新芽のものを遠くの山林まで収集に出かけ3月まで乾燥させる。



藤づるを探す苦労も大変である。他府県まで足を伸ばし事前に探していたものを、行事の20日前に採る。それは早くから採ると硬くなり、使いにくくなるからである。



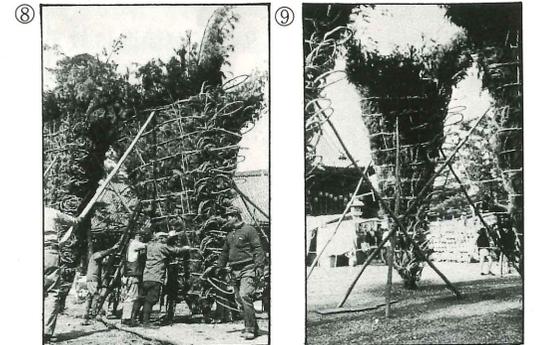
真木と松葉を結ぶ藤づるは、いかだ結びという結び方でくられる。以前、きちと結べなかったため松明が倒れたことがある。



松明を立てる前には立柱式が行なわれる。

■ 嗟峨お松明式

お松明式は、古くは「嗟峨のはしら松明」ともよばれ、毎年3月15日 涅槃会の夜、京都市右京区嗟峨 清涼寺(嗟峨釈迦堂)で行なわれる。お松明は、そのもえ方によってその年の農作物の豊凶を占うといわれ又、釈迦の茶毘を偲ぶものともいわれる。



松明は、前日から15人の松明方で準備され以前は人力で立てられた。桶の品種になぞられた松明は本堂前より早桶(約6.3m)中桶(約6m)晚桶(約5.7m)と決められている。



点火前に行なわれる法要。この後、松明の周囲を誦経しながら3周する。



藤摩木を火種にし、勇壮に燃えあがる松明。

(写真は、地元嗟峨を撮りつけられておられる小泉順邦氏(京都市右京区嗟峨在住)の提供によるものである。)

〈随想〉

私にとっての舞楽

石 昇 子

古典の素養を身につけた人以外は、知る人の少ない古典芸能「舞楽」にかかわって50年近く……。母の胎内に在る頃より、父が後進に教える雅楽を子守歌として生きてきました。

大連で敗戦を迎え、未曾有の境遇の中にあっても、ソ連軍人とその家族に毎日曜日、舞ってみせる修業の場がありました。占領者と被占領者であることを忘れさせる芸術を通した楽しい交歓のひとつを体験しました。

戦後の混乱の中、引揚げ者で貧乏神主の娘として、これ以上の人生の試練はあるまいと思われるきびしい時期にも、父に伴われて舞楽とのかわりは続きました。

そのとき、元宮内庁楽師 豊 昇三先生との出会いは、私の人生の重大な折り返し点となったことを後に知ります。厳しい修業を通じて先生の偉大な芸と人格に触れた私は、大きく人生観が変わりました。ほんものの芸を学ぶことは、真実の人生しか歩めぬことと知りました。



出演前、装束の着付を手伝われるところ
(写真右から2人目)



若い人達に情熱を傾け指導されている
(練習風景：京都市左京区 鷺森神社にて)

いま、小学生から社会人まで私を信頼して門を叩く人々を、自信をもってお受けできるのは、豊 昇三先生をはじめ父母、先輩、同輩そして習って下さる人々のおかげです。

私に、戦後の人間修業の試練と舞楽の修業がなければ稽古場で、教える者、習う者ともに手に汗にぎる充実のひとつは味わえないのではないかと思います。

長年かよう弟子のひとりが申しました、「私いま、ここへ舞楽だけ習いに来てるのところがいます。親も学校も教えてくれないことを習うて帰っています」。

私は胸の中で合掌しました。私をそこまで育てて下さった人生の師（数え切れない）に対してです。

素直に有難く受けて、一層の精進を心に誓う今日この頃です。

プロフィール ■石 昇子（いししょうこ）
幼少の頃より舞楽を修め、その舞は高く評価されている。長年にわたり舞人の後継者養成に力を注ぎ、現在も舞楽教室を開き、小学生から社会人まで多くの人達を指導するとともに学ぶことの楽しさを教えておられる。昭和49年度には、当財団の伝統行事・芸能功労者表彰を受賞。



古い寺に住んで

〔8〕

曼殊院 門跡

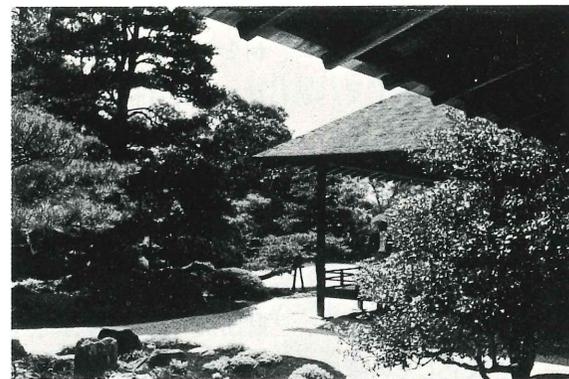
山口 圓 道

千年の都として長い歴史と伝統をもつ京都。その中でも数多くの文化財を有する稀なる寺院である曼殊院に、私は縁あって昭和47年6月より転住した。しかし、当院の貴重な文化財をどういふふう管理すればよいか苦慮し、まず主たる百数点を京都国立博物館に移管保存をお願いした。

また、国の指定を受けている建造物をはじめ、古い書籍の一部も破損が著しく毎年、国・府・市の御援助を頂いて修理をしている。

管理面では、自動火災報知設備をはじめ防犯設備等も設置し、自主防災管理に日々全力を注いでいる。

まず、起床と同時に当院に住持するもの全員の勤行にはじまり、次に各々が分担して掃除を行なうと共に、万一の出火にそなえドレンチャーポンプ室で5分間の点検をおこない何時でも



曼殊院 書院 庭園

曼殊院（京都市左京区一乗寺）
天台宗の門跡寺院である。最澄の開基で、はじめ比叡山西塔にあって東尾坊と称し、天曆元年(947)是算の時、北野神社が造営されるやその別当寺となり明治にいたった。天仁年間(1108年頃)曼殊院と名を改めた。その後、場所は移転したが、文明年間(1480年頃)伏見宮貞常親王の子慈雲が入寺されて門跡寺院となり、明暦2年(1656)良尚法親王が現在の地に移され、現在の建物や庭園を整えられた。良尚法親王は、桂離宮を造られた八条宮智仁親王の子で、父宮に似て茶道、華道、書道などにひいて当寺の建物も桂離宮に通じるものがあるといわれる。

可動出来るように確認している。

また、風雨や雷の時には防災のための臨機応変な動作が出来るように平素から訓練を重ねている。先刻、文化財保護強調週間の際、消防署より自主防災訓練の命を受けたのを機に、当院では特別に夜間の防災訓練を申し出た。これは、日中の場合は人も多く万一、火災などがあっても比較的早く現場を探知する事が出来るが、仮に夜間に出火した場合、真暗闇の中を少数人員で焦燥と驚きの中でどのように行動すべきかわからなくなるからである。このような場合、何よりも第一に消防署に電話さえすれば3分ないし5分以内には到着し、消火や文化財などの搬出が迅速果敢に行なわれる。勿論、その間の自主防火に努める事は当然のことである。

どうか、消防署では夜間の防災訓練の必要性を新たに認識していただき、また文化財管理責任者は勿論のこと、そこに居住する者全員が文化財をまもる責任の重大さと又、誇りをもって日常生活をおくることが何よりも必要であると思う。

(題字は、筆者自筆)



「文化財紹介」

糺の森

糺の森保存会
会長 鈴木 義一
(賀茂御祖神社宮司)

山紫水明の京の都を、比叡の山頂から俯瞰するとひとときわめだつて見える緑は、御所の森と植物園そしてそれをかけるように展開している糺の森である。

糺の森の特色は、有史以来の植生をほぼそのままの姿で今日に伝えている林であり、又、山城平原の太古の神を残す貴重な森である。森の中には、泉川、瀬見の小川が貫流し、四季おりおりの林泉の美は平安時代より数々の物語や詩歌管絃にうたわれ、語りつがれている。又、自然植生でありながら実に明るく気品にみち、そして人々の憩いの場として愛され親しまれているのである。

糺の森の保存にあたっては、昭和の初年に移住による人口の増加や家屋の密集化による環境の悪化を憂慮し、「下鴨神社神苑保存会」が発足され多大の業績をあげつつあったが、残念な



糺の森は、賀茂川と高野川が合流する川合の地にあり、川合の森ともよばれ、その広さは35,338坪(11,616㎡)もあり下鴨神社の境内林である。
糺の森の語義は、真偽をしらべ正すの意・三角地帯の潤地の意・蓼(たで)草の群生している所の意などの説がある。写真提供：賀茂御祖神社

ことに敗戦に伴う世相の大変動は、同会の休眠を余儀なくした。ついで、昭和27年には京都を愛し、糺の森に深い愛着を抱く人々が相寄り新たに「糺の森保存会」を結成し、境内林の保存とその維持管理に力をつくし今日に至っている。この糺の森保存会の三代目の会長として、席をよごしている私は、遠い祖先の方々がこの貴重な糺の森をよく今日まで残して下されたことに感謝するとともに、何としても子々孫々にいたるまで残していかなばならぬ責務を痛感するのである。

時あたかも、このたび国の史跡として指定をみることになり、この好機に国宝や重要文化財を含む55棟に及ぶ社殿や葵祭をはじめ優れた伝承神事なども含め、「財団法人糺の森顕彰会」を設立しその維持にあたることになったのである。糺の森を将来にわたりまもるために多くの方のあたたかいご支援を切にお願い申し上げる次第である。

守ろう育てよう京都の文化財

京都市文化財保護条例制定

京都市文化財保護条例が昭和56年9月、定例市議会で可決成立し、昭和57年4月1日から施行されることとなった。この条例は、数多い京都の文化財を急激な社会の変化から守り保存しようと制定されたもので、他都市に見られない「登録制度」や「環境保全地区制度」など新しい試みを盛り込んでいる。そこで今回、この条例のあらましについて京都市文化財保護課に紹介してもらうこととした。

条例制定へむけて

京都は、平安京建都以来千二百年にわたってわが国の政治、経済、文化の中心として、きわめて重要な役割をはたしてきた都市である。その結果、京都には、古代、中世、近世など各時代を代表する文化財が、建造物、美術工芸品、芸能、民俗、史跡、名勝、埋蔵文化財などあらゆる分野に数多く存在している。

これらの文化財は、京都の美しい自然や町並みなど周囲の歴史的景観とあいまって、京都の魅力を形づくっている。

こうした文化財は、京都の歴史と文化を理解し、新しい市民文化を創造していく上で、欠くことのできないものであることから、その保存継承に努めることは、われわれに課せられた責務である。

このため、京都市では、これまで京都の貴重な文化財を守るため、当保護財団などとともに文化財の保護事業に対する助成や育成など保護施策の充実に努めてきたのである。

しかし、近年の急激な都市変ぼうと多様化する生活様式のなかで、文化財の保護を図っていくことが、次第に困難な状況になってきたことから、これまでの保護施策を一層充実させ、京

都の特性を生かした文化財保護制度が緊急に必要なようになってきたのである。

そこで京都市では、京都市文化観光資源調査会(学識経験者で構成)に「文化財保護の制度化について」専門的な見地から、調査、審議をお願いするとともに、京都府とも双方が条例制定した場合の問題について協議を重ねるなど、条例制定へ向けて検討をすすめてきたのである。

そして、先般この調査会から「文化財保護の制度化に関する報告」が提出され、本市では、この報告を尊重して京都市文化財保護行政の基盤ともなるこの条例を昭和56年9月市議会で提案し、このたび可決成立をみたのである。

条例の内容と特色

この条例は、市内にある文化財で本市にとって重要なものについて、その保存と活用をはかり、もって市民と地域の文化の向上と発展に寄与することを目的としている。

そのために、条例で文化財保護に対する市・市民・所有者の役割と責務を明らかにしている。具体的には、市内にある文化財のうち重要なものを市が所有者等の同意を得て、市指定文化財に指定し、これらの管理や保存に関し、指導・助言・勧告・経費の助成等保護に必要な措置を

行なうことになっている。

指定する文化財は、国と同じく建造物、美術工芸品等の有形文化財から音楽、工芸技術等の無形文化財、伝統行事・芸能の民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物まで多岐にわたっている。このうち、有形文化財や史跡・名勝等については、その現状を変更する場合、市の許可を要することになっている。

この条例には、他都市に見られない新しい試みが盛り込まれており、その一つは「登録制度」の導入である。市内には、地域の人々のくらしに密着したまつりや石佛など地域に根ざした文化財が数多くある。これら貴重な文化財をできるだけ広範囲に選んで台帖に登録し、保存状況を把握するとともに規制よりも指導、助言、助成を重視して、その保存を図っていく制度である。

二つ目は「文化財環境保全地区制度」で、条例で指定又は、登録した文化財を保存する手段

として、必要に応じ、その周辺の環境をあわせて保全していこうというものである。

また、市内の伝統的な技術、技能で文化財保存のため欠くことのできないものを「市選定保存技術」として選定し、保存のための必要な指導、助言や経費の助成を行なうこととしているほか、埋蔵文化財についても、損傷、散逸の防止等の規定も定めている。

この条例は、57年4月から施行されるが、これまで埋もれたり、放置されたりしている文化財に対しても、系統的、専門的な保存と活用をはかる制度的な根拠ともなり、同時に市民が文化財保護に対する理解と関心を高める基本ともなると考えている。

今後、この条例を軌道にのせ、京都にある数多くのすぐれた文化財を次代にひきついでいくには、市民1人1人の文化財に対する理解と協力が何よりも必要である。

わたしと京の文化財

— アンケート調査 —

年間3800万人もの観光客が訪れ親しまれている京都。その魅力や京の文化財などについてそれぞれの声をアンケートでお聞きしました。

このアンケートは、当財団会員を対象に去る11月28日に行ないました第30回文化財特別参観に参加されました75名のみなさん方にお答えいただいたものです。

あなたのお答えはいかがですか。

1. あなたにとって京都の魅力は……。

答：神社、仏閣など古文化財が多い。

四季おりおりの自然美と町並み。

新しいものと古いものが自然を生かしてよく調和している。

千余年の歴史の厚み。

優美な自然の山河と静寂な由緒ある寺

以上、主なご意見をあげてみましたが、全体的にはやはり京都の魅力は、神社仏閣などにある文化財が美しい自然や町並みと一体となっていてあるところにあるという意見が圧倒的でした。

2. 京都の文化財の多くは、神社、寺院にありますが、あなたが最も親しみをもっている神社、寺院を二つあげてください。

答：清水寺・平安神宮・大徳寺・八坂神社
東寺・天竜寺など

以上、お答えの多いものから順に並べましたが、出された社寺は、全部で38社寺でしたが、一般的によく知られている社寺が多かったわけですが、あなならどの社寺をあげられますか。

3. 「文化財」という言葉から、あなたは何を連想されますか。

答：神社仏閣・美術工芸品・庭園・芸能など。
他に、先人の遺産・地域的、時代的なつながり・昔から受けつがれたものというご意見もございました。

4. あなたの生活の中で文化財とのふれあいを感ずることがありますか。

答：よくある 54%
時々ある 40%
ない 4%
(無回答 2%)

これは、ご回答いただいたみなさん方の生活の中に文化財が息づき、人の心を豊かにするなど大きな力となっていることを示しています。

5. あなたがこれこそ京都を代表する文化財であると思うものを二つあげてください。

答：清水寺・御所・祇園祭・二条城
東寺・桂離宮・知恩院など

以上が、お答えの多かった順ですが、必ずしも群をぬいているわけではなく、36もの文化財

があげられたことをつけ加えておきます。

6. 今後、京都の文化財を保存・継承していくためには、あなたは何が最も必要とお考えですか。

答：文化財保護思想の啓発 48%
財源 41%
法的規制 20%
(無回答 2%)

何れも文化財保護には、欠かせないものであるため、数に制限なく自由に選択されたもので、答えは100%を越えています。

最後に、文化財の保護についてご意見ご感想をいただきましたが、それには市や財団などが文化財の普及啓発事業を行なうとともに、文化財保護については、まず一人一人の自覚が必要であるなどのご意見が多く寄せられました。このアンケートの結果をみなさんのご意見と比較していただければ幸いです。

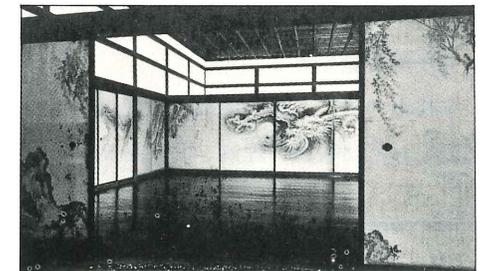
— 表紙写真解説 —

■ 大徳寺塔頭 龍源院方丈襖絵

襖絵は、永正14年(1517)頃建立の重要文化財である龍源院方丈の室中におさめられている「龍と波図」で制作年代は定かでないが、長谷川派の画家の作品と伝えられる。

当方丈には、このほか「蘭亭曲水図」「柳に燕図」などが描かれている。

何れの襖絵も、破損著しいため昭和55年度修理がおこなわれ、当財団の補助対象になったものである。



方丈室中の間

第31回文化財特別参観のご案内

— 妙心寺塔頭 —

“隣華院”と“衡梅院”

洛西妙心寺の塔頭で非公開の“隣華院、と“衡梅院、を訪ね、ご住職のお話をまじえて、襖絵や庭園など文化財の参観を行ないます。

- 参観日時 昭和57年3月13日(日)
午後2時(参観時間約2時間)
- 対象者 財団募金協力者(会員)とその家族
- 申込方法 住所・氏名・年齢を記入し、返信用切手60円分を同封の上、封書によりお申込下さい。
- 申込先 京都市左京区岡崎最勝寺町
京都都会館内 〒606
京都市文化観光資源保護財団宛

□参加費不用

※お問い合わせは財団事務局まで。なお、参加ご希望が多い場合、制限することがあります。



衡梅院庭園

記録映画「八瀬赦免地踊」完成

京都市左京区八瀬に伝わる赦免地踊は、江戸時代中期の灯笼踊の姿を色濃くとどめる貴重な京の民俗芸能である。

京都市では、この八瀬赦免地踊の保存継承を図るとともに市民の理解と関心を高めるため16

ミリカラー、15分もの記録映画として制作し、このたび完成した。

会員の皆様方で、貸出しをご希望される方は当財団事務局までお問い合わせ下さい。

編集後記



■新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、あたたかいご支援、ご協力を賜わりありがとうございました。

事務局一同、本年もみなさまのご期待に添えるようなお一層、励むつもりでございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

■このたび、京都市文化財保護条例が制定され、昭和57年4月から施行の運びとなります。条例の制定は、これまでの京都市の文化財保護行政を一層充実させるものとして期待されています。

そこで、当保護財団とも関係の深いこの条例の内容等について紹介することにしました。今回は、紙数の関係もあって概要にとどまっておりますが、今後ひきつづき、くわしい内容を紹介していきたいと思えます。

■今回アンケートにご回答いただきましたみなさま方に、この紙面をかりてお礼を申し上げます。

なお、今回掲載のアンケート調査のほかに「保護財団に期待するもの」というテーマでアンケート調査をいたしました。当財団への期待が想像以上に寄せられております。

— 差別をなくして明るい社会をつくろう —